

国保だより

No. 53

平成16年4月

【国保に関するお問い合わせは】
住民福祉課 国保年金係
☎62・91111 (有)91111

国民年金

春は異動の季節「国保の異動届」はお忘れなく

国保の異動届は

14日以内に

国民健康保険は、社会保険や共済保険等、他の健康保険に入っていない人は必ず入らなければなりません。

4月は就職や退職、進学などで異動の多い季節です。退職により職場の健康保険をやめたとき、また就職により職場の健康保険に加入したときなど、異動があった場合は、14日以内に住民福祉課国保年金係にて手続きしてください。

手続きに必要なもの

- ▼国保に加入するとき
- ▼退職証明書等、退職年月日（健康保険の喪失日）の確認できる証明書等
- ▼印鑑
- ▼同じ世帯にすでに国保に加入している人がいる場合は国保

の保険証

- ▼厚生年金、共済年金を受給されている人（老人保健受給者を除く）は、年金証書
- ▼国保をやめるとき
- ▼国保の保険証
- ▼新しい職場の保険証
- ▼印鑑

長期不在者及び学生の保険証は

出稼ぎ等で長期間町を離れる場合や、進学で他市町村に居住する学生には、一人一人の保険証を発行します。希望される場合は、

- ▼国保の保険証
- ▼学生の場合は在学証明書または学生証の写し
- ▼お持ちになり手続きしてください。

保険料は

納付期限内に！

富士見町国民健康保険を支え



ている財源は、加入者である皆さんからいただく大切な「保険料」や国などからの補助金等が主なものとなっています。皆さんの保険料が納入されなければ、医療費等の給付に支障をきたすこととなります。保険料は納め忘れないようにお願いします。また、特別な理由もなく保険料を1年以上滞納すると「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。この場合、医療費はいったん全額自己負担となりますので、ご注意ください。

お得な前納のご利用を

国民年金には、一年分または六ヶ月分の保険料をまとめて納めることのできる、「前納」制度があります。前納すると保険料が割り引かれて、大変お得です。前納した場合の割引額は表のとおりです。

に前納用の納付書が付いていますので、是非ご利用ください。また、口座振替で前納することもできます。希望される方は、金融機関・郵便局等の窓口で、お早めに手続きしてください。

毎年四月の月上旬に社会保険庁（社会保険事務所）から送られる「国民年金保険料納付案内書」

国民年金に関するお問い合わせは
住民福祉課 国保年金係まで
☎62・91111 (有)91111

1年前納（毎年4月に納付）

毎月納める場合… 159,600円
1年前納の場合… 156,770円

割引額 **2,830円**

6カ月前納（毎年4・10月に納付）

毎月納める場合… 79,800円
6カ月前納の場合… 79,150円

割引額 **650円**

※保険料額は平成15年度価格です